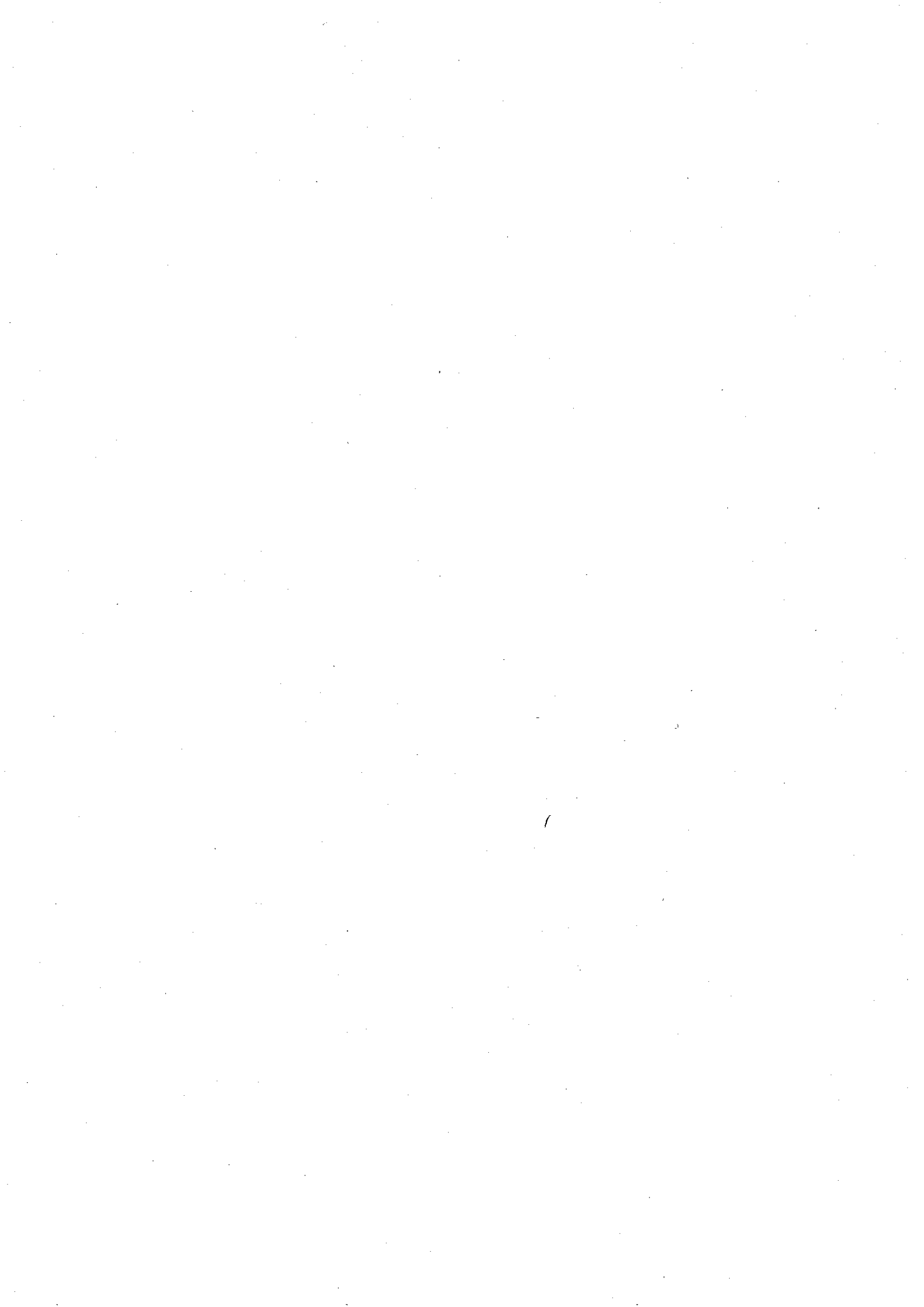


令和3年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

# 議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

議案第1号	令和2年度一般会計補正予算（第3号）について	1
議案第2号	令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	3
議案第3号	権利の放棄について	7
議案第4号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	9
議案第5号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	11
議案第6号	職員の給与に関する条例の一部改正について	23
議案第7号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	45
議案第8号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	59
議案第9号 議案第10号	令和3年度予算の概要について	67



## 令和2年度一般会計補正予算（第3号）について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,630,110	909	1,631,019

## 2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科目		補正額	節		説明
			区分	金額	
(款)1 分担金及び負担金 (項)1 負担金	(目)1 市町村負担金	△21,757	1 事務費負担金	△21,757	①
(款)5 繰越金 (項)1 繰越金	(目)1 繰越金	22,666	1 前年度繰越金	22,666	②
歳入補正額計		909			

[歳出]

(千円)

科目		補正額	補正額の財源内訳		節		説明
			特定財源	一般財源	区分	金額	
(款)2 総務費 (項)1 総務管理費	(目)1 一般管理費	909	0	909	3 職員手当等	909	③
歳出補正額計		909	0	909			

## 3 補正内容事項別説明

[歳入]

## ① 市町村負担金 △21,757 千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正に伴い、増額に係る金額から歳出予算の増額補正の財源に充てた金額を除いた金額について、事務費負担金の減額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 事務費負担金	1,385,802	△21,757	1,364,045

② 繰越金 22,666 千円

令和2年度歳入予算における前年度繰越金の額を、令和元年度決算における歳入歳出差引額とするため、増額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	72,590	22,666	95,256

[歳出]

③ 一般管理費 909 千円

職員の時間外勤務手当の不足が見込まれるため、所要額を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
3 職員手当等	14,285	909	15,194
(うち時間外勤務手当)	(11,036)	(909)	(11,945)

繰り越す

## 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
887,365,306	2,093,323	889,458,629

## 2 歳入歳出補正額総括表

[歳入]

(千円)

科目		補正額	節		説明
			区分	金額	
(款)1 市町村支出金 (項)1 市町村負担金	(目)1 保険料等負担金	△123,156	1 保険料等負担金	△123,156	①
(款)2 国庫支出金 (項)2 国庫補助金	(目)1 調整交付金	67,331	1 調整交付金	67,331	②
	(目)3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	73,893	1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	73,893	③
(款)8 繰越金 (項)1 繰越金	(目)1 繰越金	2,075,255	1 前年度繰越金	2,075,255	④
歳入補正額計		2,093,323			

[歳出]

(千円)

科目		補正額	補正額の財源内訳		節		説明
			特定財源	一般財源	区分	金額	
(款)3 特別高額医療費共同事業拠出金 (項)1 特別高額医療費共同事業拠出金	(目)1 特別高額医療費共同事業拠出金	79,139	0	79,139	18 負担金、補助及び交付金	79,139	⑤
(款)6 諸支出金 (項)1 償還金及び還付加算金等	(目)1 保険料還付金	18,068	国庫支出金 18,068	0	22 償還金、利子及び割引料	18,068	⑥
(款)7 予備費 (項)1 予備費	(目)1 予備費	1,996,116	0	1,996,116	29 予備費	1,996,116	⑦
歳出補正額計		2,093,323	18,068	2,075,255			

### 3 補正内容事項別説明

#### [歳入]

#### ① 保険料等負担金 $\Delta 123,156$ 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴い、令和2年度における特例減免の金額（見込）のうち、令和2年度保険料に係る特例減免額について、保険料等負担金に係る歳入を減額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 保険料等負担金	105,600,495	$\Delta 123,156$	105,477,339

#### ② 調整交付金 67,331 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免に要した費用に対する国の財政措置のうち、調整交付金により措置される金額を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 調整交付金	54,026,173	67,331	54,093,504

#### ③ 後期高齢者医療災害臨時特例補助金 73,893 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免に要した費用に対する国の財政措置のうち、後期高齢者医療災害臨時特例補助金により措置される金額を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	565	73,893	74,458

#### ④ 繰越金 2,075,255 千円

令和2年度歳入予算における前年度繰越金の金額を、令和元年度決算における歳入歳出差引額とするため、増額補正をするもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	18,626,719	2,075,255	20,701,974

#### [歳出]

#### ⑤ 特別高額医療費共同事業拠出金 79,139 千円

国保中央会が実施している特別高額医療費共同事業（レセプト1件あたり400万円を超える高額医療費を全国の広域連合が共同で負担する仕組み）について、当該共同事業の財源として国保中央会に拠出すべき金額が当初予算より増額となる見込みのため、所要額の増額補正を行うもの。



(千円)

節	補正前の額	補正額	計
18 負担金、補助及び交付金	262,858	79,139	341,997

## ⑥ 保険料還付金 18,068 千円

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴い、令和2年度における特例減免の金額（見込）のうち、令和元年度保険料に係る特例減免額については還付する必要があるため、所要額を増額補正するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
22 償還金、利子及び割引料	130,000	18,068	148,068

## ⑦ 予備費 1,996,116 千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正に伴い、当該金額から歳出予算の増額補正の財源に充てた金額を除いた金額を、予備費として予算計上するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
29 予備費	5,099,800	1,996,116	7,095,916

【参考】令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の特例減免の実施に伴う補正予算の概要（再掲）

(千円)

区分		令和2年度保険料	令和元年度保険料	合計
令和2年度特例減免額（見込）		123,156	18,068	141,224
上記減免に伴う補正予算		(歳入) 保険料等負担金減額 (a) △123,156	(歳出) 保険料還付金増額 (b) 18,068	
上記費用に対する財政措置に係る補正予算（歳入）	調整交付金	(a×4/10) 49,263	(b×10/10) 18,068	67,331
	後期高齢者医療災害臨時特例補助金	(a×6/10) 73,893	—	73,893



## 権利の放棄について

## 1 概要

- (1) 会計検査院実地検査で診療報酬請求誤りの指摘を受けた保険医療機関の開設者（個人）の破産及び免責の決定により、今後回収の見込みがなくなった診療報酬返還金について、権利を放棄する。
- (2) 相手方に免責の決定があっても債権そのものが消滅することとはならないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄について議決を求めるもの。

## 2 経緯

- 平成25年10月29日 広域連合に対して誤請求した診療報酬1,839,090円に関する返還同意書を相手方が愛知県に提出した（過誤調整により返還を受けることとなった）。
- 平成27年2月 平成26年1月から平成27年1月までに合計978,260円の返還を受けたが、それ以降の返還が不能となった。
- 平成27年6月23日 相手方の債務整理が開始され、未返還分860,830円について債権届出を行った。
- 平成28年3月4日 名古屋地方裁判所民事第2部において、相手方の破産手続が開始された（最終配当として26,773円の返還を受けた）。
- 平成29年1月17日 相手方の破産手続が終結し免責の許可が決定された。

## 3 議案の内容

## (1) 放棄する権利

平成22年3月から平成24年4月までの間の診療分として保険医療機関から誤って請求された診療報酬の返還金に係る債権

## (2) 相手方

住所 名古屋市西区笹塚町1丁目31番地（炭家笹塚C号）

氏名 水上 哲秀

## (3) 放棄する金額

834,057円

## (4) 放棄の理由

当該債権は、平成29年1月17日に相手方の破産手続が終結し免責の許可が決定されており、今後も回収の見込みがないため。



## 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

## 1 概要

令和 3 年度から会計年度任用職員を採用することに伴い、及び「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和 2 年 7 月 7 日付け総行行第 169 号及び総行経第 35 号総務省自治行政局長通知等）を踏まえた、押印の見直しを行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 15 号）について、関係規定の整備を行う。

## 2 改正内容

- (1) 会計年度任用職員関係 会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができる旨の規定の整備
- (2) 押印の見直し関係 宣誓書における押印の廃止

## 3 施行日

公布の日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p>	<p>( )サービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">—</span></p>

## 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

## 1 概要

令和 3 年度から会計年度任用職員を採用することに伴い、愛知県後期高齢者医療広域  
連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 18 号）について、非常  
勤職員の育児休業等に関する規定の整備を行うもの。

## 2 改正内容

## (1) 非常勤職員の育児休業等に関する規定の整備

- ア 育児休業をすることができない職員に関する規定（第 2 条）
- イ 育児休業をすることができる期間に関する規定（第 2 条の 3・第 2 条の 4）
- ウ 再度の育児休業をすることができる特別の事情に関する規定（第 3 条）
- エ 部分休業をすることができない職員に関する規定（第 17 条）
- オ 部分休業の承認に関する規定（第 18 条）

## (2) その他

所要の規定の整備

## 3 施行日

公布の日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</p> <p>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項</p> <p>_____、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項</p> <p>_____、第14条及び第15条(この規定を同法_____第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき</p> <p>_____、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</p> <p>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をい</p>



う。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親

その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親

\_\_\_\_\_として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当

該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき  
当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到

達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合長が規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

の  
育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合長が規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他

の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(広域連合長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げ

常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(広域連合長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員

る職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(

会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他

の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずるこ

を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に

復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、広域連合長が規則で定めるところにより、

その者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(6)まで (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずるこ

ととなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)

(1)及び(2) (略)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)及び(2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

ととなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員で、次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き広域連合長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が広域連合長が規則で定める時間を超えないものに限る。ただし、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1)及び(2) (略)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、広域連合長が規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)及び(2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職



(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間

---

---

---

---

---

の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第11号)第21条第1項第8号に掲げる原因に基づく特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定により広域連合長が規則で定める特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年広域連合条例第1号)第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則 \_\_\_\_\_で定める。

前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第19条 職員 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和2年広域連合条例第1号)第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額)を減額して支給する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

## 職員の給与に関する条例の一部改正について

## 1 概要

令和 3 年度から会計年度任用職員を採用することから、当該職員に支給する報酬の基礎となる常勤職員の給料月額及び各種手当の内容及び水準を愛知県職員及び市町村条例準則に準拠したものとするため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 21 号）について、所要の規定の整備を行うもの。

## 2 改正内容

会計年度任用職員について、行政職及び医療職（保健師）の採用を予定していることから、医療職給料表を新設するとともに、給料月額及び各種手当の内容及び水準について、愛知県職員及び市町村条例準則に準拠した内容に改める。

## 3 施行日

公布の日



(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円)とする。

4 (略)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号

に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合

月31日までの間にある孫

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行政職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 (略)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨

を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる 要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる 要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号

に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてはその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは

その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第13条 （略）

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、同一の住居に2人以上の職員が居住する場合は、そのうち1人に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（広域連合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他広域連合長が規則で

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第13条 （略）

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8.5を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（広域連合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他広域連合長が規則で

定める職員を除く。)

(2) 当該職員の所有に係る住宅(広域連合長が規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(広域連合が設置する公舎その他広域連合長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員で広域連合長が規則で定めるもの

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額(その額が3,500円未満のときは3,500円)

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるとき

定める職員を除く。)

(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(広域連合が設置する公舎その他広域連合長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号

\_\_\_\_\_に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額\_\_\_\_\_

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるとき



は1万6,000円)を1万1,000円に  
加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 4,500  
円(当該住宅が当該職員その他広域  
連合長が規則で定める者によって新  
築され、又は購入されたものである  
場合にあつては、当該新築又は購入  
がなされた日から起算して5年を経  
過するまでの間は6,000円)

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号  
の規定の例により算出した額の2分  
の1に相当する額(その額に100円未  
満の端数を生じたときは、これを切  
り捨てた額)

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,500  
円

3 (略)

(単身赴任手当)

第16条 (略)

2 単身赴任手当の月額は、3万円(広  
域連合長が規則で定めるところにより  
算定した職員の住居と配偶者の住居と  
の間の交通距離(以下単に「交通距離」  
という。)が広域連合長が規則で定める  
距離以上である職員にあつては、その  
額に、7万円を超えない範囲内で交  
通距離の区分に応じて広域連合長が規  
則で定める額を加算した額)とする。

3及び4 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 (略)

2から4まで (略)

5 次に掲げる時間の合計が1箇月につ  
いて60時間を超えた職員には、その60  
時間を超えて勤務した全時間に対し  
て、前各項の規定にかかわらず、勤務  
1時間につき、第24条第1項に規定す  
る勤務1時間当たりの給与額に次の各  
号に掲げる時間の区分に応じて当該各

は17,000円)を11,000円に  
加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号  
の規定の例により算出した額の2分  
の1に相当する額(その額に100円未  
満の端数を生じたときは、これを切  
り捨てた額)

3 (略)

(単身赴任手当)

第16条 (略)

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(広  
域連合長が規則で定めるところにより  
算定した職員の住居と配偶者の住居と  
の間の交通距離(以下単に「交通距離」  
という。)が広域連合長が規則で定める  
距離以上である職員にあつては、その  
額に、70,000円を超えない範囲内で交  
通距離の区分に応じて広域連合長が規  
則で定める額を加算した額)とする。

3及び4 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 (略)

2から4まで (略)

5 次に掲げる時間の合計が1か月につ  
いて60時間を超えた職員には、その60  
時間を超えて勤務した全時間に対し  
て、前各項の規定にかかわらず、勤務  
1時間につき、第24条第1項に規定す  
る勤務1時間当たりの給与額に次の各  
号に掲げる時間の区分に応じて当該各

号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

6 及び 7 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条 (略)

2 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して広域連合長が規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額

4 (略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日(次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び広域連合長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその

号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

6 及び 7 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条 (略)

2 (略)

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して広域連合長が規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める額

4 (略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日(次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び広域連合長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその

者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4 から6まで (略)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)及び(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) (略)

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(広域連合長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4 から6まで (略)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)及び(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) (略)

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(広域連合長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

(給与の減額)

第25条 (略)

2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第28条において同じ。))による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日(結核性疾患による場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45

\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

(給与の減額)

第25条 (略)

2 職員が負傷(公務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第28条において同じ。))による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及

びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

(休職者の給与)

第28条 (略)

2から5まで (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により広域連合長が規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、広域連合長が規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

(休職者の給与)

第28条 (略)

2から5まで (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により広域連合長が規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、広域連合長が規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

別表第1 (第4条関係)

改正前

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600
	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100	
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900	
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700	
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300	
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100	
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900	
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700	
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300	
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100	
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900	
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700	

再任用職員 以外の職員	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
	62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
	63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
	64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
	65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
	66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
	67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
	68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700	
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400	
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900	
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200		
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900		
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
	86	240,100	296,400	345,300	386,800			
	87	240,800	296,800	345,800	387,400			
	88	241,500	297,200	346,300	388,000			
	89	242,300	297,500	346,700	388,700			
	90	242,800	297,900	347,200	389,300			
	91	243,300	298,300	347,700	389,900			
	92	243,800	298,700	348,200	390,500			
	93	244,100	298,900	348,500	391,200			
	94		299,300	349,000				
	95		299,700	349,500				
	96		300,100	350,000				
	97		300,300	350,300				
	98		300,700	350,800				
	99		301,100	351,300				
	100		301,500	351,800				
	101		301,700	352,100				
	102		302,100	352,500				
	103		302,500	352,900				
	104		302,900	353,300				
	105		303,100	353,800				
	106		303,500	354,200				
	107		303,900	354,600				
	108		304,300	355,000				
	109		304,500	355,500				
	110		304,900	355,900				
	111		305,300	356,300				
	112		305,700	356,700				
	113		305,900	357,200				
	114		306,300					
	115		306,700					
	116		307,100					
	117		307,300					
	118		307,600					

	119		307,900						
	120		308,200						
	121		308,600						
	122		308,900						
	123		309,200						
	124		309,500						
	125		309,900						
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。



別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

改正後

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,600	200,200	237,100	270,500	296,700	326,900	371,600	417,900
	2	150,700	202,000	238,700	272,400	298,900	329,100	374,300	420,400
	3	152,000	203,900	240,200	274,200	301,100	331,500	376,700	422,900
	4	153,100	205,700	241,900	276,400	303,100	333,700	379,400	425,400
	5	154,200	207,300	243,300	278,100	305,000	336,000	381,300	427,300
	6	155,300	209,100	245,000	280,000	307,200	338,000	383,900	429,700
	7	156,500	210,900	246,600	281,800	309,500	340,300	386,300	431,800
	8	157,600	212,800	248,200	283,900	311,500	342,500	388,800	434,100
	9	158,600	214,400	249,300	285,900	313,400	344,500	391,300	436,100
	10	160,100	216,300	250,900	287,900	315,800	346,700	394,000	438,300
	11	161,400	218,100	252,500	289,900	318,100	348,800	396,700	440,400
	12	162,700	220,000	253,800	291,800	320,400	351,000	399,500	442,600
	13	163,900	221,400	255,400	293,900	322,600	352,900	401,900	444,300
	14	165,500	223,200	256,800	295,800	324,700	354,900	404,300	446,200
	15	167,000	225,000	258,200	297,800	327,000	357,000	406,500	448,200
	16	168,700	226,800	259,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300
	17	169,900	228,600	261,100	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200
	18	171,400	230,300	262,700	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000
	19	173,000	231,900	264,400	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900
	20	174,500	233,600	266,200	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600
	21	175,800	235,000	267,900	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500
	22	178,600	236,700	269,600	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000
	23	181,200	238,400	271,300	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400
	24	183,900	240,000	272,900	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000
	25	186,600	241,000	274,800	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400
	26	188,300	242,600	276,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700
	27	190,000	244,000	278,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100
	28	191,700	245,200	280,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300
	29	193,200	246,500	281,900	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300
	30	195,000	247,700	283,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000
	31	196,800	248,700	285,500	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900
	32	198,600	250,000	287,000	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600
	33	200,200	251,300	288,600	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300
	34	201,600	252,300	290,500	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100
	35	203,200	253,500	292,400	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800
	36	204,700	254,900	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400
	37	206,000	255,800	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000
	38	207,400	257,100	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600
	39	208,600	258,400	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200
	40	209,900	259,700	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800
	41	211,300	261,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300
	42	212,600	262,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800
	43	213,900	263,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200
	44	215,200	265,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500
	45	216,400	266,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800
	46	217,700	267,500	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400
	47	219,000	268,800	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800
	48	220,400	269,900	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100
	49	221,500	271,100	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400
	50	222,600	272,200	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900
	51	223,600	273,500	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300
	52	224,800	274,800	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600
	53	225,900	275,900	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900
	54	226,900	277,000	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200	
	55	227,800	278,300	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600	
	56	228,900	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900	

再任用職員 以外の職員	57	229,200	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200
	58	230,000	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700
	59	230,800	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000
	60	231,500	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300
	61	232,200	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600
	62	233,300	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000
	63	234,100	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300
	64	234,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600
	65	235,600	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900
	66	236,300	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000	
	67	237,300	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300	
	68	238,300	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600	
	69	239,000	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800	
	70	239,600	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200	
	71	240,100	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500	
	72	240,800	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800	
	73	241,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000	
	74	242,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300	
	75	242,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600	
	76	243,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800	
	77	244,100	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000	
	78	244,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300	
	79	245,600	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600	
	80	246,100	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800	
	81	246,600	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000	
	82	247,300	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300	
	83	248,000	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600	
	84	248,700	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800	
	85	249,300	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000	
	86	250,100	299,400	347,600	387,300	400,700		
	87	250,800	299,700	348,200	387,700	401,000		
	88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200		
	89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400		
	90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700		
	91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000		
	92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200		
	93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400		
	94		302,000	350,800	390,700			
	95		302,300	351,300	391,100			
	96		302,700	351,700	391,500			
	97		302,900	351,900	391,800			
	98		303,200	352,400				
	99		303,600	352,800				
	100		304,000	353,100				
	101		304,200	353,400				
	102		304,500	353,800				
	103		304,900	354,200				
	104		305,300	354,600				
	105		305,500	355,100				
	106		305,800	355,500				
	107		306,200	355,900				
	108		306,500	356,400				
	109		306,700	356,900				
	110		307,100	357,300				
	111		307,500	357,600				
	112		307,800	357,900				
	113		308,000	358,400				
	114		308,200					
	115		308,500					
	116		308,900					
	117		309,100					
	118		309,400					

	119		309,700						
	120		310,000						
	121		310,400						
	122		310,600						
	123		310,900						
	124		311,200						
	125		311,500						
再任用職員		192,200	220,400	261,300	281,200	296,700	322,700	365,400	399,300

備考 この表は、別表第2の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)  
医療職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,300	197,000	246,000	269,000	294,000	338,000	383,100
	2	170,700	199,200	247,800	270,000	295,700	340,200	385,700
	3	172,200	201,300	249,700	271,000	297,400	342,200	388,500
	4	173,700	203,400	251,500	272,100	299,200	344,500	391,200
	5	175,100	205,500	252,900	272,600	301,000	346,500	393,400
	6	176,600	207,900	254,300	273,600	302,800	348,700	395,900
	7	178,200	210,200	255,400	274,400	304,500	350,800	398,200
	8	179,700	212,500	256,700	275,400	306,300	353,000	400,600
	9	180,900	214,800	257,700	276,500	308,200	354,500	402,600
	10	182,700	216,300	258,800	277,200	310,000	356,600	404,800
	11	184,300	217,700	259,700	278,300	311,700	358,500	407,000
	12	185,900	218,900	260,600	279,600	313,400	360,600	409,400
	13	187,300	220,400	261,800	280,900	315,000	362,500	411,300
	14	189,300	221,800	263,000	282,000	316,600	364,600	413,400
	15	191,400	223,300	263,800	283,200	318,500	366,800	415,600
	16	193,400	224,600	264,800	284,700	320,300	368,800	417,900
	17	195,600	226,000	265,300	286,000	322,000	370,900	419,900
	18	197,700	227,500	266,200	287,300	323,700	372,900	422,200
	19	199,900	229,100	267,300	288,400	325,400	375,100	424,400
	20	202,000	230,600	268,100	289,600	327,200	377,200	426,600
	21	204,100	231,700	269,000	291,200	328,600	379,000	428,500
	22	206,300	233,500	269,900	292,900	330,100	381,100	430,500
	23	208,600	235,200	270,800	294,200	331,700	383,300	432,300
	24	210,800	237,000	271,900	295,500	333,200	385,300	434,300
	25	212,800	238,300	273,100	296,900	334,600	387,400	436,000
	26	214,100	240,000	274,000	298,500	336,100	389,000	437,700
	27	215,300	241,800	275,300	300,200	337,600	391,000	439,400
	28	216,700	243,500	276,500	301,800	339,300	392,900	441,000
	29	217,900	245,100	277,700	303,100	340,400	394,800	442,400
	30	219,000	246,600	279,100	304,700	341,900	396,500	443,700
	31	220,400	247,900	280,700	306,400	343,300	398,400	445,300
	32	221,600	249,000	282,000	308,100	344,900	400,300	446,900
	33	222,900	250,300	283,600	309,600	346,500	402,000	448,600
	34	224,300	251,400	285,100	311,100	348,100	403,800	450,300
	35	225,600	252,300	286,300	312,700	349,700	405,600	451,700
	36	226,900	253,400	287,500	314,400	351,200	407,300	453,100
	37	228,000	254,400	289,200	315,700	353,000	409,000	454,200
	38	229,500	255,500	290,400	317,100	354,600	410,700	455,600
	39	230,800	256,400	291,800	318,600	356,100	412,600	456,900
	40	232,200	257,500	293,100	320,200	357,800	414,400	458,300
	41	233,200	257,900	294,400	321,700	359,000	415,900	459,400
	42	234,600	258,900	295,900	323,200	360,600	417,500	460,100
	43	236,000	259,800	297,500	324,600	362,100	419,000	460,900
	44	237,500	260,500	299,100	326,100	363,500	420,400	461,500
	45	238,700	261,300	300,400	327,000	365,200	421,500	462,400
	46	240,100	262,200	301,900	328,400	366,200	422,600	463,200
	47	241,500	263,200	303,400	329,800	367,700	423,700	464,000
	48	242,800	264,200	304,900	331,400	369,000	425,000	464,800
	49	243,800	265,200	306,100	332,500	370,500	426,300	465,500

再任用職員  
以外の職員

50	244,900	266,200	307,400	333,900	371,900	427,400	466,200
51	246,000	267,500	308,600	335,300	373,200	428,600	466,900
52	247,100	268,700	310,100	336,600	374,700	429,800	467,800
53	248,000	269,800	311,500	338,000	376,200	431,000	468,600
54	249,100	271,300	312,800	339,500	377,400	432,000	469,400
55	250,100	272,600	314,300	340,900	378,600	433,200	470,100
56	251,100	273,900	315,700	342,200	379,800	434,300	470,800
57	251,800	275,500	316,500	343,100	380,900	435,400	471,700
58	252,800	277,000	317,700	344,500	381,800	435,900	
59	253,500	278,400	319,000	345,700	382,900	436,500	
60	254,400	279,900	320,400	347,000	383,900	436,900	
61	255,200	281,300	321,500	348,200	384,500	437,600	
62	256,200	282,600	322,900	349,100	385,300	438,100	
63	257,000	284,100	324,200	350,300	386,200	438,500	
64	258,000	285,200	325,400	351,600	387,000	439,000	
65	259,000	286,600	326,800	352,800	387,700	439,600	
66	259,800	288,200	328,100	354,000	388,400	440,000	
67	260,900	289,700	329,400	355,200	389,200	440,300	
68	261,800	291,200	330,800	356,400	389,900	440,600	
69	262,700	292,400	331,500	357,400	390,600	441,000	
70	263,700	293,900	332,600	358,400	391,200	441,400	
71	264,600	295,400	333,700	359,500	391,900	441,800	
72	265,600	296,900	334,600	360,700	392,500	442,100	
73	267,100	297,900	336,000	361,500	393,200	442,500	
74	268,400	299,300	336,700	362,600	393,700	442,900	
75	269,500	300,500	337,800	363,700	394,300	443,200	
76	270,600	301,900	339,000	364,900	394,900	443,500	
77	271,700	303,300	340,200	365,600	395,300	443,900	
78	272,700	304,600	341,400	366,400	395,900	444,300	
79	273,900	305,900	342,500	367,200	396,400	444,600	
80	274,900	307,200	343,800	367,900	396,700	444,900	
81	275,900	307,700	344,900	368,500	397,000	445,300	
82	276,900	308,900	346,000	369,000	397,500	445,700	
83	278,000	310,100	347,000	369,700	397,900	446,100	
84	279,100	311,300	348,200	370,200	398,200	446,400	
85	280,000	312,400	349,100	370,800	398,500	446,800	
86	280,900	313,700	350,100	371,300	399,100	447,200	
87	282,000	314,900	351,000	371,900	399,600	447,500	
88	283,100	316,000	352,100	372,400	400,000	447,800	
89	284,000	317,300	353,100	372,800	400,300	448,200	
90	284,900	318,600	353,900	373,200	400,700	448,600	
91	285,700	319,800	354,700	373,900	401,200	448,900	
92	286,700	321,000	355,500	374,400	401,600	449,200	
93	287,600	321,800	356,100	374,700	402,000	449,600	
94	288,700	322,600	356,800	375,200		450,000	
95	289,600	323,300	357,500	375,600		450,400	
96	290,600	323,900	358,100	375,900		450,700	
97	291,200	324,600	358,500	376,500		451,100	
98	292,000	324,900	358,900	377,000			
99	292,700	325,500	359,400	377,500			
100	293,600	326,200	359,800	378,100			
101	294,400	326,700	360,300	378,700			
102	295,200	327,300	360,800	379,200			
103	296,000	327,900	361,300	379,700			
104	296,900	328,500	361,700	380,100			
105	297,600	328,900	362,000	380,700			

106	298, 100	329, 400	362, 500	381, 200
107	298, 600	329, 900	362, 900	381, 700
108	299, 100	330, 400	363, 200	382, 300
109	299, 300	330, 900	363, 700	382, 900
110	299, 600	331, 300	364, 200	383, 300
111	299, 800	331, 600	364, 700	383, 800
112	300, 200	331, 900	365, 300	384, 300
113	300, 500	332, 300	365, 800	384, 900
114	300, 700	332, 700	366, 300	
115	301, 200	333, 100	366, 800	
116	301, 500	333, 400	367, 200	
117	301, 800	333, 600	367, 600	
118	302, 100	333, 900	368, 000	
119	302, 400	334, 300	368, 500	
120	302, 800	334, 500	369, 000	
121	303, 100	334, 700	369, 500	
122	303, 500	335, 100	370, 000	
123	303, 800	335, 400	370, 500	
124	304, 200	335, 700	371, 000	
125	304, 400	335, 900	371, 300	
126	304, 600	336, 200		
127	304, 900	336, 600		
128	305, 400	336, 800		
129	305, 600	337, 000		
130	305, 900	337, 200		
131	306, 300	337, 600		
132	306, 700	337, 800		
133	306, 900	338, 100		
134	307, 200	338, 500		
135	307, 600	338, 900		
136	307, 900	339, 400		
137	308, 100	339, 700		
138	308, 400	340, 100		
139	308, 800	340, 500		
140	309, 100	340, 900		
141	309, 400	341, 200		
142	309, 800	341, 600		
143	310, 200	341, 900		
144	310, 500	342, 300		
145	310, 700	342, 600		
146	310, 900	343, 000		
147	311, 200	343, 400		
148	311, 600	343, 900		
149	311, 800	344, 200		
150	312, 000	344, 600		
151	312, 300	345, 000		
152	312, 600	345, 400		
153	313, 000	345, 700		
154	313, 200			
155	313, 400			
156	313, 800			
157	314, 100			
158	314, 400			
159	314, 700			
160	315, 000			
161	315, 400			

	162	315,700						
	163	316,000						
	164	316,300						
	165	316,700						
	166	317,000						
	167	317,300						
	168	317,600						
	169	318,100						
再任用職員		240,700	261,500	268,900	279,300	296,000	334,000	379,500

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものに適用する。





## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

## 1 概要

令和3年度から会計年度任用職員を採用することに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）について、所要の改正を行うもの。

## 2 改正内容

## (1) 題名

短時間勤務を行う会計年度任用職員を採用するため、「給与及び費用弁償」を「報酬、費用弁償及び期末手当」に改める。

## (2) 報酬に関する規定

短時間勤務を行う会計年度任用職員に支給する報酬について、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）で定める常勤職員の給料月額及び各種手当を基礎としたものに改める。

## (3) その他

所要の規定の整備を行う。

## 3 施行日

公布の日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の<u>給与及び費用弁償</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「<u>職員</u>」という。)の<u>給与及び費用弁償</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与 )</p> <p>第2条 前条の<u>給与</u>とは、<u>報酬及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2 <u>給与</u>は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、<u>職員</u>から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた実費の弁償は、<u>給与</u>には含まれない。</p> <p>(報酬表 )</p> <p>第3条 <u>職員の報酬の基準となる金額</u>(以下「<u>基準額</u>」という。)は別表第1に掲げる報酬表によるものとする。</p> <p>2 前項の報酬表(以下単に「<u>報酬表</u>」という。)は、<u>すべての職員</u>に適用するものとする。</p> <p>(職務の級)</p>	<p>愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の<u>報酬、費用弁償及び期末手当</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。)の<u>報酬、費用弁償及び期末手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬及び期末手当)</p> <p>第2条</p> <p><u>報酬及び期末手当</u>は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、<u>会計年度任用職員</u>から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>2 公務について生じた実費の弁償は、<u>報酬及び期末手当</u>には含まれない。</p> <p>(基準報酬表)</p> <p>第3条 <u>会計年度任用職員の報酬の額の基準</u>は、1週間当たりの勤務時間を38時間45分とした場合に相当する報酬の月額(以下「<u>基準報酬月額</u>」という。)とし、その金額は別表に掲げる<u>基準報酬表</u>によるものとする。</p> <p>2 前項の<u>基準報酬表</u>は、<u>全ての会計年度任用職員</u>に適用するものとする。</p>

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(職務の号給)

第5条 職員 \_\_\_\_\_ となった者の号給は、広域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

( \_\_\_\_\_ 号給)

第4条 会計年度任用職員 \_\_\_\_\_ となった者の号給は、広域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(報酬額)

第5条 会計年度任用職員に支給する報酬額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定に基づき任命権者が定める正規の勤務に対する報酬として月額、日額又は時間額で定めることとし、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額により報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額（以下「報酬月額」という。）

(2) 日額で報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて

得た額及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額（以下「報酬日額」という。）

(3) 時間額で報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額を162.75で除して得た額及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額（以下「報酬時間額」という。）

(地域手当に係る報酬)

第6条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当相当分を報酬水準に加味して支給する。

2 地域手当相当額は、基準額に100分の8.5を乗じて得た額とする。

(職員の報酬)

第7条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であると

した場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、地域手当相当額を加算した額(以下同じ。)とする。

(報酬の支給)

第8条 \_\_\_\_\_ 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 広域連合長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員 \_\_\_\_\_ に対しては、職員 \_\_\_\_\_ となった日から退職した日までの \_\_\_\_\_ 報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの \_\_\_\_\_ 報酬を支給する。

4 前項の規定により \_\_\_\_\_ 報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月

(報酬月額、報酬日額又は報酬時間額に係る報酬の支給)

第6条 前条に規定する報酬額に係る報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を、広域連合長が規則で定める期日に支給する。

(1) 月額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第1号の規定による報酬月額

(2) 日額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第2号の規定による報酬日額に、計算期間中の勤務日数を乗じて得た額

(3) 時間額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第3号の規定による報酬時間額に、計算期間中の勤務時間数を乗じて得た額

2 月額により報酬額が定められた会計年度任用職員に対しては、会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬月額に係る報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬月額に係る報酬を支給する。

3 前項の規定により報酬月額に係る報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月

の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額 \_\_\_\_\_ は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 職員が愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。)第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から第6項までの規定の例による。

(公務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年広域連合条例第22号)の例による。

(時間外勤務に係る報酬)

第11条 当該職員 \_\_\_\_\_ について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員 \_\_\_\_\_ に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、 \_\_\_\_\_ 報酬を支給する。

2 前項に規定する \_\_\_\_\_ 報酬の額は、同項の勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当

の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬月額に係る報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(時間外勤務に係る報酬)

第7条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員 \_\_\_\_\_ に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、同項の勤務1時間につき、第12条 \_\_\_\_\_ に規定する勤務1時間当

たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が 第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に 対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係

たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする

。ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) (略)

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第12条 に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係

る報酬として支給する。ただし、職員  
が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員

には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)及び(2) (略)

(休日勤務に係る報酬)

第12条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

る報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた会計年度任用職員

には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)及び(2) (略)

(休日勤務に係る報酬)

第8条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。



2 前項に規定する\_\_\_\_報酬の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(期末手当)

第13条 給与条例第20条から第22条までの規定は、任期の定めが6月以上の職員\_\_\_\_について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 会計年度任用職員が愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。)第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤に係る費用弁償の支給に関し必要な事項は、常勤職員(常時勤務を要する職を占める職員をいう。)の例による。

(公務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年広域連合条例第22号)の例による。

(期末手当)

第11条 給与条例第20条から第22条までの規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退

職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日) \_\_\_\_\_ 以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された報酬(第11条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第12条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員 \_\_\_\_\_ の1会計年度内における任期(任命権者を同じくするものに限る。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員 \_\_\_\_\_ は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員 \_\_\_\_\_ とみなす。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第14条 第11条及び第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬 \_\_\_\_\_ の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を当該職員 \_\_\_\_\_ について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから広域連合長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額を当該職員 \_\_\_\_\_

職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日) \_\_\_\_\_ 以前6か月以内の在職期間において、第6条の規定により支給された報酬(第7条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第8条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における任期(任命権者を同じくするものに限る。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第12条 第7条及び第8条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額により報酬額が定められた会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬月額 \_\_\_\_\_ に12を乗じて得た額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから広域連合長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額により報酬額が定められた会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬日額 \_\_\_\_\_ を当該会計年

\_\_\_\_\_について定められた1日  
当たりの勤務時間で除して得た額  
(3) 時間額による報酬 第7条第3項  
の規定により計算して得た額及び広  
域連合長が規則で定める手当に相当  
する報酬の時間額の合計額

2. 次条に規定する勤務1時間当たりの  
報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区  
分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第7条第1項の  
規定により計算して得た額に12を乗  
じて得た額を当該職員について定め  
られた1週間当たりの勤務時間に52  
を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第7条第2項の  
規定により計算して得た額を当該職  
員について定められた1日当たりの  
勤務時間で除して得た額

(報酬の減額)

第15条 月額により報酬を定められてい  
る職員が正規の勤務時間中に勤務しな  
いときは、勤務時間条例第7条の2第  
1項に規定する時間外勤務代休時間、  
祝日法による休日等又は年末年始の休  
日等である場合、有給の休暇による場  
合その他任命権者が定める場合を除  
き

\_\_\_\_\_、その勤務しない1時  
間につき、前条第2項第1号に定める  
勤務1時間当たりの報酬額を  
\_\_\_\_\_減額する。

度任用職員について定められた1日  
当たりの勤務時間で除して得た額  
(3) 時間額により報酬額が定められた  
会計年度任用職員 当該会計年度任  
用職員の報酬時間額

(報酬の減額)

第13条 会計年度任用職員

\_\_\_\_\_が正規の勤務時間中に勤務しな  
いときは、勤務時間条例第7条の2第  
1項に規定する時間外勤務代休時間、  
祝日法による休日等又は年末年始の休  
日等である場合、有給の休暇による場  
合その他任命権者が定める場合を除  
き、次の各号に掲げる会計年度任用職  
員の区分に応じ、その勤務しない1時  
間につき、当該各号に定める額を報酬  
月額、報酬日額又は報酬時間額に係る  
報酬額から減額する。

(1) 月額により報酬額を定められた会  
計年度任用職員 当該会計年度任用  
職員の報酬月額に12を乗じて得た額  
を当該会計年度任用職員について定  
められた1週間当たりの勤務時間に  
52を乗じたもので除して得た額

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(休職者の給与)

第16条 給与条例第28条の規定は、職員

\_\_\_\_\_について準用する。この場合において

\_\_\_\_\_, 同条第2項及び第3項中「給料

\_\_\_\_\_, 扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「報酬及び

期末手当」と、同条第4項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「報酬」

\_\_\_\_\_とそれぞれ読み替えるものとする。

(2) 日額により報酬額を定められた会計年度任用職員 前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額

(3) 時間額により報酬額を定められた会計年度任用職員 前条第3号に定める勤務1時間当たりの報酬額

(休職者の報酬等)

第14条 給与条例第28条の規定は、月額

により報酬額が定められた会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「給与」とあるのは「報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第2項中「休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第3項中「休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び

期末手当」と、同条第4項中「給料、扶養手当、地域手当及び住居手当」とあるのは「報酬月額に係る報酬」と、同条第5項中「給与」とあるのは「報酬及び期末手当」とそれぞれ読み替えるものとする。

\_\_\_\_\_とそれぞれ読み替えるものとする。

\_\_\_\_\_とそれぞれ読み替えるものとする。

\_\_\_\_\_とそれぞれ読み替えるものとする。

\_\_\_\_\_とそれぞれ読み替えるものとする。

2 日額又は時間額により報酬額が定められた会計年度任用職員が法第28条第

2項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときの報酬及び期末手当に関し必要な事項は、月額により報酬が定められた会計年度任用職員との権衡を考慮して広域連合長が規則で定める。

(雑則)

第15条 会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

別表 (第3条関係)

基準報酬表

号給	行政職	医療職
	報酬月額	報酬月額
1	149,600円	169,300円
2	154,200円	175,100円
3	158,600円	180,900円
4	163,900円	187,300円
5	169,900円	195,600円
6	175,800円	204,100円
7	186,600円	212,800円
8	193,200円	217,900円
9	200,200円	222,900円
10	206,000円	228,000円
11	211,300円	233,200円
12	216,400円	238,700円
13	221,500円	243,800円
14	225,900円	248,000円
15	229,200円	251,800円
16	232,200円	255,200円
17	235,600円	259,000円
18		262,700円
19		267,100円
20		271,700円

- 備考 1 行政職の報酬月額は、医療職の報酬月額  
の適用を受けない会計年度任用職員に適用  
する。
- 2 医療職の報酬月額は、保健師、看護師、  
准看護師その他の職員で広域連合長が定め  
るものとして採用された会計年度任用職員  
に適用する。

(雑則)

第17条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

別表第1 (第3条、第4条関係)

報酬表

1 行政職報酬表

職務の級 号給	1級 報酬月額
1	149,600円
2	150,700円
3	152,000円
4	153,100円
5	154,200円
6	155,300円
7	156,500円
8	157,600円
9	158,600円
10	160,100円
11	161,400円
12	162,700円
13	163,900円
14	165,500円
15	167,000円
16	168,700円
17	169,900円
18	171,400円
19	173,000円
20	174,500円
21	175,800円
22	178,600円
23	181,200円
24	183,900円
25	186,600円
26	188,300円
27	190,000円
28	191,700円
29	193,200円

2 医療職報酬表

職務の級 号給	1級	2級
	報酬月額	報酬月額
1	169,300円	197,000円
2	170,700円	199,200円
3	172,200円	201,300円
4	173,700円	203,400円
5	175,100円	205,500円
6	176,600円	207,900円
7	178,200円	210,200円
8	179,700円	212,500円
9	180,900円	214,800円
10	182,700円	216,300円
11	184,300円	217,700円
12	185,900円	218,900円
13	187,300円	220,400円
14	189,300円	221,800円
15	191,400円	223,300円

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
行政職	1級	定例的な業務を行う職務
医療職	1級	准看護師の職務
	2級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務

## 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## 1 概要

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされたことに伴い、所得情報を活用している社会保障制度において「意図せざる影響や不利益」が生じないよう、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 270 号）において高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）の一部改正が行われたため、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 31 号）について、必要な改正を行うとともに、所要の規定の改正を行う。

## 2 改正内容

- (1) 保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額について、当該世帯に給与所得者等が 2 人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるものとする規定の整備
- (2) 所要の規定の整備

## 3 施行日等

## 公布の日

この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 後期高齢者医療給付(第2条)</p> <p>第3章 <u>保健事業</u> (第3条・第4条)</p> <p>第4章 保険料(第5条—第24条)</p> <p>第5章 雑則(第25条・第26条)</p> <p>第6章 罰則(第27条—第31条)</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>保健事業</u></p> <p>第4条 前条に定めるもののほか、<u>保健事業</u> に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い、第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 後期高齢者医療給付(第2条)</p> <p>第3章 <u>高齢者保健事業</u> (第3条・第4条)</p> <p>第4章 保険料(第5条—第24条)</p> <p>第5章 雑則(第25条・第26条)</p> <p>第6章 罰則(第27条—第31条)</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>高齢者保健事業</u></p> <p>第4条 前条に定めるもののほか、<u>高齢者保健事業</u> に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い、第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、</p>



高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項に規定する審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。))に規定する委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項に規定する拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ (略)

(2) (略)

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応

高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項に規定する審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。))に規定する委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項に規定する拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、高齢者保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ (略)

(2) (略)

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応



\_\_\_\_\_を超えない世帯に属する  
被保険者 当該年度分の保険料に係  
る被保険者均等割額に10分の7を乗  
じて得た額

- (2) 当該年度の賦課期日において、前  
号の規定による減額がされない被保  
険者、その属する世帯の世帯主及び  
その属する世帯の他の世帯員である  
被保険者につき算定した地方税法第  
314条の2第1項に規定する総所得  
金額及び山林所得金額並びに他の所  
得と区分して計算される所得の金額  
の合計額の当該世帯における合算額  
が同条第2項に規定する金額

\_\_\_\_\_に当該世  
帯に属する被保険者の数に28万  
5,000円を乗じて得た金額を加算し  
た金額を超えない世帯に属する被保  
険者 当該年度分の保険料に係る被  
保険者均等割額に10分の5を乗じて  
得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前  
2号の規定による減額がされない被

あつては当該公的年金等の収入金額  
が60万円を超える者に限り、年齢65  
歳以上の者にあつては当該公的年金  
等の収入金額が110万円を超える者  
に限る。)をいい、給与所得を有す  
る者を除く。)の数の合計数(以下  
この号、次号及び第3号において「給  
与所得者等の数」という。)が2以  
上の場合にあつては、地方税法第314  
条の2第2項第1号に定める金額に  
当該給与所得者等の数から1を減じ  
た数に10万円を乗じて得た金額を加  
えた金額)を超えない世帯に属する  
被保険者 当該年度分の保険料に係  
る被保険者均等割額に10分の7を乗  
じて得た額

- (2) 当該年度の賦課期日において、前  
号の規定による減額がされない被保  
険者、その属する世帯の世帯主及び  
その属する世帯の他の世帯員である  
被保険者につき算定した地方税法第  
314条の2第1項に規定する総所得  
金額及び山林所得金額並びに他の所  
得と区分して計算される所得の金額  
の合計額の当該世帯における合算額  
が同条第2項第1号に定める金額

(被保険者等のうち給与所得者等の  
数が2以上の場合にあつては、同号  
に定める金額に当該給与所得者等の  
数から1を減じた数に10万円を乗じ  
て得た金額を加えた金額)に当該世  
帯に属する被保険者の数に28万  
5,000円を乗じて得た金額を加算し  
た金額を超えない世帯に属する被保  
険者 当該年度分の保険料に係る被  
保険者均等割額に10分の5を乗じて  
得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前  
2号の規定による減額がされない被

保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。)当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項第1号、第2号及び第3号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、かつ、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして算定する。

3 (略)

#### 附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条

保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額

(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。)当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

\_\_\_\_\_に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者(第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。)当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項第1号、第2号及び第3号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、かつ、所得税法\_\_\_\_\_第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして算定する。

3 (略)

#### 附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条

第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号、第2号及び第3号の規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、第15条第1項第2号

及び第3号中「同条第2項

」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」  
と読み替えるものとする。

第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号中「総所得金額及び

」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と読み替えるものとする。



## 令和3年度予算の概要について

## 1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援金である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、後期高齢者医療制度における国の動向などを注視しながら、県や市町村との緊密な連携を図り、歳入については、国県支出金、市町村負担金、支払基金交付金等についての的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることなどに留意して予算編成に当たっております。

## 2 会計別予算額

令和3年度当初予算（案）としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び給付管理業務を始め後期高齢者医療制度の実施に要する事務的経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

予算規模は、一般会計が1,541,517千円で前年度当初予算1,613,616千円に対して72,099千円の減少、前年度比では95.53%となり、各月末平均被保険者数が997,204人と前年度比101.83%となる見込みであること及び一人当たり医療給付費が889,780円と前年度比100.97%となる見込みであることなどから、後期高齢者医療特別会計は894,781,614千円で前年度当初予算876,135,474千円に対して18,646,140千円の増加、前年度比102.13%となります。

会 計 名	令和3年度当初（案）	令和2年度当初	前年度比
	千円	千円	%
一 般 会 計	1,541,517	1,613,616	95.53
後期高齢者医療特別会計	894,781,614	876,135,474	102.13
合 計	896,323,131	877,749,090	102.12

997204人

(1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 1,354,745 千円、調整交付金等の国庫支出金 123,613 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理費、電算システム維持管理費等の総務費 685,956 千円、給付管理費等の民生費 850,462 千円です。

○歳入

款	令和3年度当初(案)		令和2年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 分担金及び負担金	千円 1,354,745	% 87.88	千円 1,385,802	% 85.88	千円 △31,057	% 97.76	市町村負担金
2 国庫支出金	123,613	8.02	165,088	10.23	△41,475	74.88	制度事業費補助金 調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
4 繰入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 繰越金	60,000	3.89	60,000	3.72	0	100	
6 諸収入	3,157	0.21	2,724	0.17	433	115.90	
合計	1,541,517	100	1,613,616	100	△72,099	95.53	

→ 減額理由は!

1 分担金及び負担金

予算額は 1,354,745 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。前年度と比較し 31,057 千円の減となっております。

2 国庫支出金

予算額は 123,613 千円で、内訳は後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金です。前年度と比較し 41,475 千円の減となっています。減額の理由は、市町村が実施する人間ドック等に対する調整交付金による助成が廃止されたことによるものです。

3 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

4 繰入金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。



5 繰越金

予算額は前年度と同額の 60,000 千円となっております。

6 諸収入

予算額は 3,157 千円で、預金利子等です。前年度と比較し、433 千円の増となっております。増額の理由は、学術研究機関へのレセプト等データ提供に係る手数料の増によるものです。

## ○歳出

款	令和3年度当初(案)		令和2年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1議会費	4,098	0.27	4,102	0.26	△4	99.90	
2総務費	685,956	44.50	790,212	48.97	△104,256	86.81	一般管理費・電算システム維持管理費
3民生費	850,462	55.17	818,301	50.71	32,161	103.93	給付管理費
4公債費	1	0.00	1	0.00	0	100	
5予備費	1,000	0.06	1,000	0.06	0	100	
合計	1,541,517	100	1,613,616	100	△72,099	95.53	

### 1 議会費

予算額は4,098千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し4千円の減となっております。

### 2 総務費

予算額は685,956千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金並びに電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料です。前年度と比較し104,256千円の減となっております。減額の理由は、市町村が実施する人間ドック等に対する補助の廃止並びに電算システム改修委託料等の減額によるものです。

### 3 民生費

予算額は850,462千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。前年度と比較し32,161千円の増となっております。

### 4 公債費

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

### 5 予備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

窓口 2割増はいつ、

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、国庫支出金 267,133,214 千円、現役世代からの支援分である支払基金交付金 371,272,525 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 889,659,683 千円です。

○歳入

款	令和3年度当初(案)		令和2年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	175,505,401	19.61	172,490,656	19.69	3,014,745	101.75	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	267,133,214	29.85	259,883,583	29.66	7,249,631	102.79	療養給付費負担金・調整交付金
3 県支出金	74,044,402	8.28	72,143,752	8.23	1,900,650	102.63	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	371,272,525	41.50	361,627,012	41.28	9,645,513	102.67	後期高齢者交付金
5 特別高齢医療共同事業交付金	268,995	0.03	253,650	0.03	15,345	106.05	
6 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
7 繰入金	1,757	0.00	1,953	0.00	△196	89.96	一般会計繰入金
8 繰越金	5,099,800	0.57	8,300,000	0.95	△3,200,200	61.44	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
10 諸収入	1,455,518	0.16	1,434,866	0.16	20,652	101.44	第三者納付金
歳入合計	894,781,614	100	876,135,474	100	18,646,140	102.13	

1 市町村支出金

予算額は 175,505,401 千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 3,014,745 千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は 267,133,214 千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金及び調整交付金です。前年度と比較し 7,249,631 千円の増となっております。

(前年度からの主な変更点)

- ・保険料軽減特例の見直しに伴う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の減

3 県支出金

予算額は 74,044,402 千円で、療養給付費等の法定負担金及び県財政安定化基金交付金です。前年度と比較し 1,900,650 千円の増となっております。

4 支払基金交付金

予算額は 371,272,525 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 9,645,513 千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は 268,995 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 15,345 千円の増となっております。

6 寄附金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

7 繰入金

予算額は 1,757 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し 196 千円の減となっております。

8 繰越金

予算額は 5,099,800 千円で、令和 2 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 3,200,200 千円の減となっております。

9 県財政安定化基金借入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

10 諸収入

予算額は 1,455,518 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 20,652 千円の増となっております。

対象と外 12/11

○歳出

款	令和3年度当初(案)		令和2年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	889,659,683	99.43	866,596,721	98.91	23,062,962	102.66	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	331,545	0.04	331,545	0.04	0	100.00	
3 特別高額医療費共同事業拠出金	384,543	0.04	263,311	0.03	121,232	146.04	
4 保健事業費	4,250,583	0.48	3,689,256	0.42	561,327	115.22	健康診査費 保健介護一体事業費
5 公債費	23,957	0.00	23,339	0.00	618	102.65	一時借入金利子
6 諸支出金	131,302	0.01	131,502	0.02	△200	99.85	保険料還付金
7 予備費	1	0.00	5,099,800	0.58	△5,099,799	0.00	
歳出合計	894,781,614	100	876,135,474	100	18,646,140	102.13	

1 保険給付費

予算額は 889,659,683 千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し 23,062,962 千円の増となっております。増額の主な理由は、被保険者数及び一人当たり医療費が増加したためです。

(前年度からの主な変更点)

- ・新型コロナウイルス感染症への対応として支給する傷病手当金の増(令和2年度においては年度途中で3,872千円の予算の補正を行いました。)

→ 文子様は、と外注? )

(内訳)

区 分	令和3年度当初(案)	令和2年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	828,734,023	811,786,852	102.09
訪問看護療養費	16,040,728	12,313,017	130.27
特別療養費	1	1	100
移送費	100	100	100
高額療養費	39,158,478	37,038,681	105.72
高額介護合算療養費	1,303,060	1,168,650	111.50
審査支払手数料	1,606,869	1,527,620	105.19
葬祭費	2,812,200	2,761,800	101.82
傷病手当金	4,224	0	—
合 計	889,659,683	866,596,721	102.66

給付 進捗 活用は

2 県財政安定化基金拠出金

予算額は331,545千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と同額となっております。

3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は384,543千円で、レセプト1件当たり400万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。前年度と比較し121,232千円の増となっております。

4 保健事業費

予算額は4,250,583千円で、保健事業として健康診査事業等を市町村に委託実施し、その委託料を市町村に支払うものです。前年度と比較し561,327千円の増となっております。

5 公債費

予算額は23,957千円で、一時借入金に対する利子です。前年度と比較し618千円の増となっております。

6 諸支出金

予算額は131,302千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。前年度と比較し200千円の減となっております。

7 予備費

予算額は1千円としており、前年度と比較し5,099,799千円の減となっております。減額の理由は、2年間の財政運営期間において、初年度には、保険料を抑制するため2年間を通じて活用する剰余金を歳入の繰越金に計上していることから、歳入超過分が発生する仕組みとなっており、2年目に当たる令和3年度は歳入超過分が発生しないことによるものです。

## 【参考】令和3年度当初予算における主な事業

※数値は令和3年度当初予算額（□内は令和2年度）

- 1 会計年度任用職員の増員（人件費） 7,617千円（新規）  
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取り組みの推進等、保健事業のより一層の充実を図るために会計年度任用職員を増員し、体制を強化するもの。

会計年度任用職員（短時間勤務）2名（保健師1名、事務職1名）

- 2 被保険者証等作成業務委託事業 97,243千円 [90,224千円]  
被保険者証等の有効期限到来に伴う一斉更新及び75歳の年齢到達者に対し月次で被保険者証を発送するもの。

- 3 コールセンター運營業務委託事業 7,300千円 [12,000千円]  
保険料及び被保険者証に関する問い合わせに対応するためのコールセンターを設置するもの。

- 4 健康診査事業 3,657,983千円 [3,582,456千円]  
被保険者の疾病予防、重症化予防及び心身機能の低下の防止のため、市町村と委託契約を締結し実施するもの。

令和3年度 54市町村 [54市町村]

- 5 歯科健康診査事業 16,389千円 [16,130千円]  
被保険者の口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげることを目的に、市町村が行う歯科健康診査事業に対し補助金を交付するもの。

令和3年度 38市町村 [36市町村]

- 6 高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施 592,600千円 [106,800千円]  
高齢者保健事業、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業を一体的に実施するため、市町村に事業を委託するもの。

令和3年度 27市町村 [6市町村]

- 7 協定保養所利用助成事業 12,410千円 [12,000千円]  
被保険者の健康の保持・増進を目的に、協定保養所（6施設）に宿泊した際に1泊あたり1,000円を助成するもの。

令和3年度 6施設 [6施設]

新規 おんたけ休暇村（長野県木曾郡王滝村）→

廃止 シーサイド伊良湖（田原市）

